税の申告　正しく、忘れずに

申告期間　2月16日(月)～3月16日(月)　9時～16時
※土・日祝除く

所得税などの確定申告	敦賀税務署
市・県民税 国民健康保険税の申告	敦賀市役所1階オープンスペース
農業所得の申告 会場：JA福井県敦賀支店 ※午前、午後各15組までの受付となります。	●2月16日(月)～2月18日(水) ▶対象地区：粟野地区の農業所得者
	●2月19日(木)、20日(金)、24日(火)、25日(水) ▶対象地区：粟野地区以外の農業所得者 ※25日(水)のみ全地区対象

市・県民税、国民健康保険税の申告について

問い合わせ先
税務課　☎22－8106

▶会場は大変混雑しますので、郵送申告または電子申告にご協力ください。
▶電子申告は、パソコン、スマートフォンからマイナンバーカードを利用して申告できます。
▶右の二次元コードから申告ください。

申告が必要な方

●令和8年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
●収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
▼国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険（65歳以上）に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
▼国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
▼障害者福祉・高齢者福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方
▼令和8年度に市内の幼稚園・認定こども園・保育所に在園する園児（予定も含む）の保護者の方または小規模保育事業を利用される児童（予定も含む）の保護者の方

申告する必要のない方

●税務署に所得税の確定申告をする方
●1カ所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
●公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方

申告に必要なもの

●令和7年分源泉徴収票（給与、年金収入がある方）
●申告する方のマイナンバーカードまたはマイナンバー確認書類＋運転免許証など
●収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書（営業等、農業、不動産収入のある方）
※事前に収支を計算してください。
●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の領収書等支払額が確認できるもの
●国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料の控除証明書
●医療費控除明細書（医療費等を事前に集計した上で申告をお願いします）
●身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書）
●寄附金受領証明書

税理士による無料相談
確定申告
2/16(月)～19(木)
税全般
2/20(金)
場所
市役所1階
オープンスペース

申告が必要か確認しましょう

主に給与収入があった方

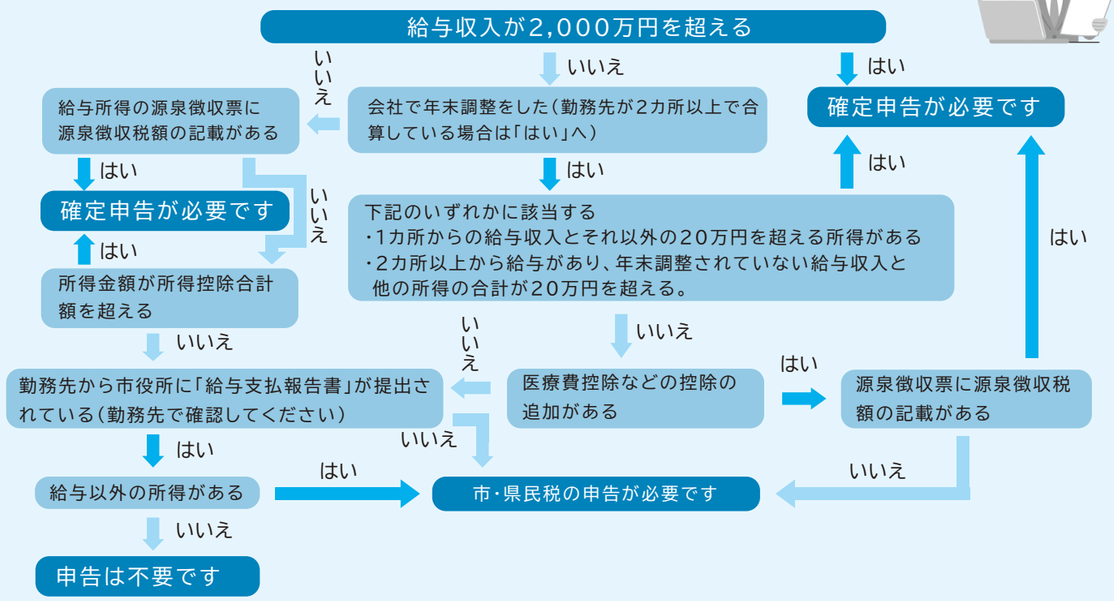

営業・農業・不動産収入などがあった方

主に年金収入があった方

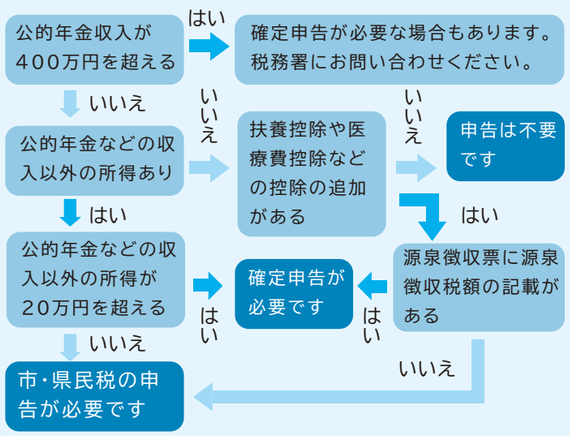

収入なしの人、非課税所得のみ（失業保険、遺族年金、障害年金等）があった方

右ページ「申告が必要な方」に該当する場合、市・県民税の申告が必要です

確定申告について

問い合わせ先　敦賀税務署
☎22・1010

■敦賀税務署の申告会場の受付時間が変わります

申告相談の受付期間は、令和8年2月16日(月)から3月16日(月)（平日）です。

●受付時間

開設期間
2/16(月)～2/27(金)
受付時間
9:00～**12:30**※

開設期間
3/2(月)～3/16(月)
受付時間
9:00～16:00※

※申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となりますので、国税庁LINE公式アカウントでのオンライン事前予約をご利用ください。会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

国税庁LINE公式アカウント友だち登録はこちらから▼

■自宅などでいつでも申告

「マイナンバーカード」とお持ちのスマホやパソコンがあれば、いつでも自宅などからe-Taxで申告書などを提出することができます。

スマホを利用した申告はこちらから▼